保険者の交付金・納付金等及び支援金等の額の算定に関する諸係数

区分		根拠条文	27' 確定	26' 確定	25'確定	24' 確定	23' 確定
			(告示)	(告示)	(告示)	(告示)	(告示)
確定前期高齡者交付金・納付金	全保険者平均前期高齢者加入率	省令第15条において準用する省令第10条第1項	0. 14832722	0. 14373800	0. 13641484	0. 12934481	0. 12420897
	前期高齢者加入率の下限割合	改正前の 法第35条第4項(政令)	1.00/100	1. 00/100	1. 00/100	1. 00/100	1. 00/100
	確定補正係数	改正前の省令第15条におい て準用する改正前の省令第9 条第3項	1. 08097	1. 07663	1. 07388	1. 06870	1. 05942
	調整対象給付費額に係る率	法第34条第2項第2号(政 令)	1. 48	1. 52	1. 43	1. 46	1. 43
	一人平均前期高齢者給付費額	省令第16条	421, 333円	407, 629円	405, 282円	401, 787円	400, 890円
	負担調整基準率	法第38条第4項(政令)	51/100	50/100	48/100	48/100	46/100
	加入者一人当たり負担調整対象額	改正前の 省令第20条の2	57円	40円	51円	31円	70円
	納付金確定拠出率	法附則第13条の3第4項	0. 00110910	0. 00069652	0. 00066175	0. 00060532	0. 00056154
確定後期支援金	加入者一人当たり負担額	改正前の 省令第40条	53, 057円	50, 534円	49, 501円	47, 599円	46, 234円
	支援金確定拠出率	法附則第14条の2第4項	0. 01009040	0. 00650474	0. 00648952	0. 00627705	0. 00610979
	後期高齢者支援金調整率 (加算対象保険者)	法121条第2項(政令)	100. 23/100	100. 23/100	100. 23/100	-	_
	後期高齢者支援金調整率 (減算対象保険者)	法121条第2項(政令)	99. 9515369223/100	99. 95450075/100	99. 954387161/100	_	_
	後期高齢者支援金調整率 (上記以外の保険者)	法121条第2項(政令)	100/100	100/100	100/100	_	_
調整金額	前期高齢者交付算定率	省令第3条	0. 000320	0. 000640	0. 000550	0. 000764	0. 000686
	前期高齢者納付算定率	省令第17条において準用する省令第3条	0. 000320	0. 000640	0. 000550	0. 000764	0. 000686
	後期高齢者支援算定率	省令第36条において準用する省令第3条	0. 000171	0. 000720	0. 000889	0. 001030	0. 001368